

## 第5回 高知県子ども・子育て支援会議について

日 時 平成26年11月13日(木)

9:30~12:00

場 所 保健衛生総合庁舎 5階

### (出席者および委員名)

中内 洋	高知県保育所保護者会連合会 会長
澤本 浩明	高知県私立幼稚園PTA連合会会長
田村 孝子	高知県自閉症協会理事長
戸田 隆彦	高知県保育所経営管理協議会会長
西岡 百合	認可外保育施設 (認定こども園 地方裁量型)
宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会会長
井上 真由美	子育て支援サークル ホッとMaMa
吉村 斉 (会長)	高知学園短期大学 幼児保育学科 学科長
寺田 信一 (会長代理)	高知大学 教育学部門 教授
筒井 敬士	高知県経営者協会 事務局長

### (欠席者および委員名)

岡崎 誠也	高知県市長会 会長
有岡 正幹	高知県町村会会長
家次 まり	高知県保育士会会長
田村 由香	高知県国公立幼稚園会会長
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会 高知県連合会 執行委員

### (少子対策課)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第5回高知県子ども・子育て支援会議」を開催したいと思います。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。いよいよ「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定も大詰めとなってまいりました。本日、皆さまからのご意見を参考にいたしまして、原案を修正し、次回、できれば1月にと考えております。その1月に、最終案として取りまとめをしていきたいと考えております。本日も長時間となりますけれども、よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、部長の井奥より一言ご挨拶を申し上げます。

### (井奥地域福祉部長)

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、「第5回高知県子ども・子育て支援会議」にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

国におきましても子ども・子育て会議で来年の4月のスタートに向けて最終の議論が進められ

ております。しかし、中には認定こども園に対する仮単価の問題とか、いろいろトラブ的なことも多く状況にはなっています。一方で、まち・ひと・しごと創生本部を9月に設置しまして、そちらで人口減少の克服に向けて子ども・子育ての支援策の充実ということで、新たな施策の検討も進められておると聞いております。

こうした中で、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の中心となります教育、保育の確保策について市町村の子育て会議の方の計画づくりに鋭意、取り組んでいただいております。

本日は、既に皆さまのお手元にお配りしました資料で、現時点での各市町村の教育とか、個別の需給調整、人材の確保策などについて計画を踏まえ、県としてどのような支援ができるのか、ということを中心に議論していただきたいと思っております。

また、お手元にこの一枚紙を置かせてもらっています。子ども・子育て支援新制度の財源確保に関する緊急提言ということで、6日に知事会がありました。この時点では、解散とか消費税の先送りということにはなかったようですが、今、新聞等で報道されていますように、早くてもこの12月に解散するかもしれないということになっております。この1番、2番ということで、来年4月の制度スタート、こちらの方は消費税がどうなるかに関わらず、4月にはスタートするというところで国の方も決めておるみたいです。円滑なスタートができるように財源を確保するというふうなことも言われております。合わせて下の方の2番にありますけれども、先ほど言いました認定こども園についても、国の方も見直しの検討を始めるというふうにこないだの子ども会議の方でもおっしゃられました。その際に、留意点としてとしてここにあります4つのことを念頭に見直しをしていただきたいという主旨で知事会の方で緊急提言した内容になっています。

本日は、これまでの委員の皆さまからのご意見を踏まえて先ほどお示ししましたお手元の議案。これにつきまして、皆さまの豊富な経験に基づく貴重な意見ですので、積極的に皆さん議論をしていただきたいと思っております。以上でございます。

#### (少子対策課)

会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お手元に次第がございます。それから座席表がございます。それから、高知県子ども・子育て支援事業支援計画の原案がホッチキス止めでございます。その後、今までの委員会では皆さまからご意見をたくさん頂戴しています。それに対する現時点での回答、県の考え方というのをこちらの横とじに入れさせてもらっています。

そして、別表1、別表2、参考資料という横とじのものがございます。これは、この計画は、市町村の積み上げを基本にやっております。まだ市町村では確定をしていない現時点での集計になっておりますので、本日この会限りということで、議論をしていただく際の参考ということでお配りさせていただいております。市町村でまだ確定ということになっておりませんので、参考資料ということで会議が終わりましたら回収をし、対応させていただきたいと思っておりますので、その分ご了解をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。吉村会長、ここからはよろしくをお願いいたします。

#### (吉村会長)

皆さま、おはようございます。吉村でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日の出席委員ですけれども、10名であります。委員の過半数が出席しております。当会議の設置条例第6条の3項により議事を進めていきます。

本日は県の具体的な取組に関する議題となっておりますので、時間配分等ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります前に少子対策課西村課長から計画原案の基本的事項について簡単にご説明をお願いします。

(少子対策課)

それでは、お手元の資料の高知県子ども・子育て支援事業支援計画の原案の部分の1ページをご覧ください。基本的事項というところで、「計画策定の背景・趣旨」を少し書いております。ここに書いてありますことは、今までの経緯でございます。一番上をご覧くださいますと、「時代を担う高知の子どもが健やかに育つための環境づくり」を目標ということで、22年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定し取組を進めてきました。

2段落目でございますが、15年に「少子化社会対策基本法」、そして、「次世代育成支援対策推進法」を制定しまして、16年6月には「少子化社会対策大綱」、そしてその12月には「子ども・子育て応援プラン」を制定してきた。そういうことを少し書かせていただいています。

3段落目で、少子化は依然として進行しているということでございまして、子ども・子育て支援が質と量とともに不足し、子育ての孤立感とか負担感が増加している。あるいは、待機児童の問題。そういったことに鑑みまして、24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

その3法に基づきまして、4段落目でございますが、「子ども・子育て支援新制度」が27年から施行されたということを書かせていただいております。最後のところで27年から31年度までの5年間で第1期の計画期間とすると書かせていただいております。

2ページをお開きいただきますと、「計画の位置づけ」は、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえて策定をしておるということ。

3つ目は、他の計画との整合性ということで、県のいろいろな、たとえば子ども・子育て支援事業支援計画以外で申し上げますと、子どもプランや、障害者計画との関連や、教育振興基本計画といったものとの関係ということを表で見えるようにしています。

それから、4のところでございますが、計画の推進体制、計画の進行管理というところで、高知県子ども・子育て会議の意見を反映する。そういった形で、これを策定しました後も委員の皆さまのご意見をうかがいながら進行管理をするということになります。そのあたりを少し触れておるところでございます。簡単ですが、以上です。

(吉村会長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の1「基本理念及び幼児期の学校教育・保育の充実」について、こちらは幼保支援課の原課長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(幼保支援課)

それでは、資料の3ページについてご説明をさせていただきます。

(1) 基本理念、(2) 子ども・子育て支援の視点でございます。まず、(2)でございますが、最初の枠の中の「子どもの育ちの視点」についてでございます。先日、委員の方から乳児期、幼児期、学童期と発達段階での記載をしておりましたが、障害のある子どもを持つ親にとっては負担感がある。子どもの特性に応じた支援をしていくという内容をどこかに記載してほしいとの意見がございました。こうしたことから、発達段階の記載を改め、発達の実情に応じた支援をしていくという視点に修正をしております。また、これと関連しまして、上の基本理念でございますが、前回お示しした素案では、主に小学校に入学する前の子ども、といった書き出しから始まっておりましたので、こちらについても全体的な見直し、修正を行っております。

それから、下に戻ります。親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点につきましては、親が子育てをする手伝いをしましょう、子育ての責任は第一義的には保護者にあるということに記載してほしい。そうすれば、子どもの視点に立った支援というものが生かされるとのご意見をいただきました。従いまして、その視点で修正をしております。

その他の項目につきましては、前回お示ししたベースの案により具体的な視点となるよう加筆を行っているものでございまして、内容の大きな修正はございません。

次に、11ページをお願いいたします。第4章、具体的な取組の第一節、幼児期の学校教育、保育の充実でございます。まず、1の教育・保育施設の区域の設定です。ここで設定します区域は、認定こども園、保育所、幼稚園といった教育・保育施設の設置の申請があった場合に、需給バランスを判断する基準となるものでございます。このページの中段あたりの(2)の県区域の設定につきまして、前回の会議で委員から(ア)の1号認定について、高知県は広いので全県一区域とすることに少し違和感があるといった意見をいただきました。一方、現在の保育所を認定こども園化することで教育の提供は可能であり、市町村で境界を定めるよりもむしろ全県一区域が良いといった意見もございました。ページ一番下になりますが、1号認定及び2号認定は満3歳以上です。2号は、保護者の就労等で家庭での保育が困難な子ども、1号はそれ以外の子どもとなります。1号は幼稚園、認定こども園での受け入れ、2号は保育所、認定こども園での受け入れとなります。3号は3歳未満の子どもでして、家庭での保育が困難な子どもを保育所、認定こども園、地域型保育事業で受け入れることとなります。

(2)の県区域の設定に戻ります。幼稚園を中心としまして既に多くの広域利用が行われている状況から、県全体を一区域とする設定案としております。また、2号、3号認定につきましては、基本的に各市町村において需給が保たれている状況から市町村ごとの区域設定としております。

こうした設定をした場合、1号認定のニーズがある受け入れ体制のない地域に、幼稚園設置の申請がなされた場合、県全体を一区域としますと、1号認定の供給体制に余裕があることから認可しないことができることとなります。現在の見込みでは、1号認定について新たに1つの幼稚園を設置して、受け入れ体制を整え利用確保をしなければならないまでの需要が発生しておらず、既存施設の認定こども園化で対応することが妥当ではないかと考えているところです。

次に、12ページをお願いいたします。子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み確保の内容です。この量の見込みと確保対策につきましては、各市町村の子ども・子育て会議での審議を経

て決定された数字を積みあげることとなります。従いまして、現在の表の数字については確定したものではありませんことのご了承をお願いいたします。

表の①の表ですけれども、1号認定の積み上げで、認定こども園、または幼稚園での受け入れとなります。表の中の量の見込み、つまり需要に対しまして、右の方、確保の数、つまり供給、需要と供給を比べますと、各年度約1,300人から1,400人ほどの余裕が出ていると。県全体で見ますとそういう状況となっております。

その下、②の表は2号認定ですので、3歳以上で保育を必要とする子どもを認定こども園や保育所などで受け入れるものでございます。各年度とも県全体で見ますと、確保数の方が約1,700から2,500名ほど上回っているという状況となっております。

次のページをお願いいたします。表が2つございますが、いずれも3歳未満で保育を必要とする3号認定でして、認定こども園、保育所、地域型保育事業での受け入れとなります。上の表が1,2歳児、下の表が0歳児となります。上の表ですと、確保数が400人から900人ほど上回っております。下の表ですと、量の見込みが平成27年度は2,047人に対しまして、確保が2,008人と確保の方が下回っておりますが、28年度以降は確保数が上回っているという状況になり、県全体で見ますとこういう状況になっております。

子どもの数がだんだん減少してきた結果、県全体で見ると施設に余裕が出てきているということが言えるのではないかと考えております。

次に、14ページに移らせていただきます。幼児期の教育、保育の一体的提供、つまり認定こども園の推進に関する内容でございます。

まず、認定こども園に関する基本的な考え方ですけれども、認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などにかかわらず子どもを受け入れることができる施設でございます。県では、どこにいても質の高い教育、保育を受けることのできる体制を目指しております。3歳以上の子どもの受け入れについて保育所、または幼稚園のいずれか1つしかない市町村については、地域のニーズに応じまして認定こども園への移行が必要になると考えております。また、幼保連携型認定こども園は新制度において学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ単一の施設として認可されることとなりましたので、その設置を支援し、推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

15ページに移ります。認定こども園の目標設置数です。本年度4月現在、県内に20の園がございます。今後5年間の認定こども園への移行予定は、現時点では幼保連携型が5施設から14施設に、幼稚園型が31年度には15に、保育所型が5、地方裁量型が3、計37施設へと増加する見込みとなっております。

また、表の下に米印で記載しておりますが、現在、保育所、または幼稚園のいずれか1つしかない市町村で、現在のところ認定こども園への移行予定がない15市町村につきましては、地域のニーズに応じて移行を働きかけていきたいと考えております。

次に、③の認定こども園への移行支援でございます。財政的支援としましては、施設整備に要する経費を支援するとともに、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか1つしか持たない方の免許資格の取得に要する経費に対する支援を行いたいと考えております。合わせて、施設の設備の基準や手続きに関する相談などについても積極的に支援を行ってまいります。

16ページをお願いいたします。教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携です。3歳未

満の子どもが利用します小規模保育事業などの地域型保育事業は、認定こども園、保育所とともに重要な役割を担っております。ここにおける保育の質や3歳以降の入園先の確保などについて認定こども園等との連携が不可欠となりますので、合同研修の開催や施設の連携が円滑に図られるよう、県として支援をしております。

次に、(3)の小学校との接続についてです。委員からは保幼小連携については、現場の教諭によって理解に温度差があると感じている、周知徹底や理解を深める研修をお願いしたいなどの意見がございました。

保幼小の円滑な接続は重要な取組でございます。子どもたちの育ちを小学校へ伝えるため、幼稚園、幼児指導要領や保育所指導保育要領の作成と引き継ぎに加え、③に記載のとおり、発達障害等特別な支援を必要とする子どもにつきましては、幼稚園、保育所での指導や支援を小学校へ確実に引き継ぐための就学児引き継ぎシートの普及を図っております。また、その上になりますが、保幼小連携プランの作成では、先行事例である高知市のモデルプランを参考に本年度は香美市においてもプランを策定しているところでございます。

こうした取組を他の市町村にも広め、県内に周知をしていくことで幼児教育から小学校教育への円滑な接続に取り組んでまいりたいと考えております。

17ページをお願いいたします。保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上です。まず、保育士数の養成及び人材確保について計画期間中の保育士の必要見込み数でございます。この数字も最終の数字ではございませんので、ご了承ください。この計算方法につきましては、国から全国統一で計算方法が示されておりまして、職員配置基準として子どもの年齢別に定められております。たとえば、0歳児であれば3対1。1、2歳児であれば子ども6人に対して職員1人といった基準が定められており、これを基本として計算されるものでございます。

現状でもこの職員配置は当然満たされております。しかし、障害児加配の保育士や延長保育、産休、育休の代替保育士の確保などについては現場でも苦勞されているところでございます。

②の人材確保方策に移りますが、委員の方からは人材確保のためには市町村と協議をして処遇改善を図っていく必要がある。他県にも紹介をかけるなどの対応をしてほしいなどの意見がございました。また、臨時職員が増えているが、正規職員を確保すべきではないかとの意見。一方、翌年度以降の子どもの数が分からないので、臨時職員も採用しているといった意見もございました。保育士の処遇改善につきましては、保育士の賃金改善を図るための資金助成を継続するとともに、産休、代替職員を雇用するための経費の助成も継続してまいります。また、福祉人材センターを中心として関係機関と連携しながら事業者と求職者とのマッチング、就職に向けた研修の実施などを行ってまいります。マッチングにおきましては、ミスマッチとなった場合の要因を分析し、求人者、事業者にもフィードバックをするなど人材の確保につながる取組を継続していきます。また、保育士養成施設の学生をはじめ中高生に対し保育士等の業務内容などについての啓発も図ってまいりたいと考えております。

全国の保育士養成学校に対しましては、高知県における保育士の求人情報の提供や福祉人材センターへの登録も呼びかけてまいりたいと考えております。

臨時職員が増える中、正職員も確保すべきではないかとの意見につきましては、市町村と検討してまいりたいと考えております。次に、③の資格取得につきましては、国の特例制度を活用した幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するために要する経費の支援や保育所、認可外保育施設

に勤務する職員が、新たに保育士資格を取得する経費に対する支援を行ってまいります。

次に、(2)の人材育成、資質の向上を図るための取組です。委員からは、悉皆研修が必要である。また私立、公立が1つの形になるような研修体系の構築が必要であるとの意見や、出張研修を行っていることを広く周知していき、臨時職員も研修が受けられるよう配慮が必要といったご意見もいただきました。

人材育成、資質の向上を図るため引き続き研修の充実を図ってまいります。資料には詳しく記載できておりませんが、研修は現在大きく3つの体系で実施をしております。1つは、基本研修でして、基礎ステージ、ミドルステージ、管理職ステージの研修を行っております。

2つ目は、専門研修として保幼小の連携、特別支援、児童虐待など各テーマに沿った研修を地域に出向いて行う出張研修も含めて実施をしております。3つ目は、各園に直接出向いての園内研修やブロック研修を実施しております。これらの研修につきましては、幼稚園、保育所の区別なく、また、私立、公立の区別のない研修体系を既に構築しておりますので、研修参加者の意見などを参考に、その内容の充実を図ってまいります。また、臨時職員の研修機会を確保するため、各園に出向く園内研修、ブロック研修にも積極的に取り組んでまいります。

次のページ(3)です。地域型保育事業に従事する職員の育成支援です。地域型保育事業で保育に従事する方への研修につきましては、今年度から県内の大学と連携をし、既に実施をしているところです。県としましては、市町村が単独で実施することは困難であると考えており、引き続き県で必要な研修を実施してまいりたいと考えております。

最後に、教育・保育情報の公表です。この情報公表は、教育・保育施設を利用し、また、利用を希望している保護者が適切かつ円滑に施設を利用する機会を確保するためのものとなります。委員からは、施設の広さ、あるいは定員に対する入園児数が分かるような情報公表をしてほしいといったご意見をいただきました。記載の項目の内容につきましては、記載しているような項目を考えているところでございます。

以上でございます。

(吉村会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明をいただきました幼児期の学校教育、保育の充実について原課長さんから説明がありました。この議事につきましては、これまでの会議や前回の会議で多くの意見が出されております。今回の法改正や計画策定の中心となる重要な事項となっております。事務局から計画原案と委員の意見に対する計画への反映状況について委員の皆さまからご意見をいただければと思います。

どなたかご意見いかがでしょうか。

(委員)

先ほどご説明いただきました中で、17ページの保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上のところで、幼稚園教諭という文字が確保方策や、資格取得支援の中で出てきません。やはり同じように質の高い教育、保育の提供というあたりになると、ほとんどの従事しようとしている人たちは、両方の免許と資格を持っている中で選んでいくのに、幼稚園教諭の一文字

もないというのは、これは少しどうなのかなと。教育の部分を担当する方は、確保もしなくていいのか。研修はしているけど確保はしなくていいのか。やはりこの保育士の処遇改善という言葉はよく出てきますが、幼稚園教諭の処遇改善という言葉はどこにも出てこないの、一考をお願いしたいです。以上です。

(吉村会長)

ありがとうございます。

幼稚園教諭もここに含めてということですから、いかがでしょう。

(幼保支援課)

意識して除外しているわけではございません。申し訳ございませんでした。

(吉村会長)

また反映していただければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

ぜひともお願いしたいと思います。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょう。お願いします。

(委員)

少し解釈を教えてくださいたいです。3ページですが、「親やその他の保護者」となっています。ここのその他というのは、どういう保護者なのか、少し分かりやすく、具体例があれば出してくださいたいです。

(幼保支援課)

この表現は、国の基本指針でも使われている表現でして、父母以外に保護している方もいらっしゃる場合があるということで、こういう表現になっています。

(委員)

分かりました。

(吉村会長)

よろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

(委員)

すみません。よろしくお願いします。



今の説明の中の17ページ、資格取得の支援ということで。幼稚園教諭の免許と保育士資格が必要な幼保連携型認定こども園に、そういう支援をしていくということですが、現状で、この2つの免許を持った方がどれだけいて、足りないのか、それをクリアしているのかということ。そして、こういう連携型の施設ができることになったために、連携型の保育士として、別の教員免許みたいなものを今後作っていく予定はあるのかということ。つまり、今、現状の保育資格だけを持っている方が、仕事をしながら幼稚園資格まで取れるのか。また、その逆もそうですが、そのためにわざわざこういう支援をしていかなければいけないのなら、免許の骨幹をまた変えていくような施策はできないかということを少しお伺いしたいです。

(幼保支援課)

まず、両方の免許、資格を持っている方については、正式な数字ではなく申し訳ないですが、約7、8割の方が両方を持っています。持っていない方については、どちらかの免許を新たにする必要がありますので、その経費を支援するという形になります。

(委員)

そしたら、人数的にはそのこういう施設ができて対応できる人数ですか。

(幼保支援課)

比較的対応できる状況だと思います。

(委員)

そうですか。分かりました。

(幼保支援課)

あと、免許の見直しというのは国が行っています。

(委員)

そうですよね。

(幼保支援課)

新たに保育教諭の資格が出来たことによって幼稚園と保育士の新たな免許の制度を作るということは今のところないと思います。

(委員)

ないということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員)

保育所だけでなら保育士の資格で構いませんよね。認定こども園なり幼保連携型に進んでいくときに両方の資格を持っていないと都合が悪いということだと思います。5年間の特例として、

学園短大といった養成学校の中で、単位数を取れば幼稚園の教諭免許が取れるという移行期間があるそうなので、それを利用していただいて、幼稚園の教諭免許を持っていない方はそちらを取っていただく。逆もそうだろうと思います。でも、試験制度もございますので、私は試験を受けられる方もあるだろうなと思います。そこは移行期間として考えておられるのですね。そうだと私は解釈をしております。

(吉村会長)

ありがとうございます。

(委員)

ぜひ、その際をお願いしたいのが、結局教員免許は10年の年次更新になる。10年間で免許が失効していく。また、保育士免許を試験で受け、子どもに触れないまま試験に受かってしまえばそれで資格が取れるため、子どもに何も関わらない人がそのまま資格を取るという状況が出てまいります。それから、そういう中での保育教諭という問題がある。その整合性をやはり国に訴えていただきたい。資格と免許の違いで、これは当然制度が違ってきている部分があるけれども、非常に分かりづらい。保育教諭は、免許なのか資格なのか。両方合わせた分であって、非常に分かりづらい部分があります。今後、やはりその辺の問題が出てくるだろうと思います。先ほども言いました幼稚園教諭を明記してほしいというのは、10年次の更新講習をしなければ子どもに触れることができないということがあります。人材確保の中でも非常に大きな問題になってきております。35、45、55になったら10年の更新を受けなければいけない。現在の制度が出来てから10年の期限付きの教員免許が出てきているということですので、この辺制度として非常におかしいなと思っております。これは現場から上げていかないと非常に問題があるかと思っておりますので、ぜひとも県をお願いをしたいと思っております。これは国が決めることですが、そういう声を上げていただきたいというお願いでございます。以上です。

(吉村会長)

ありがとうございます。

今、この両方の免許資格取得について少しお話が出ました。現場の先生方とか関わっている方以外には少し分かりづらいかもしれないので、私も当事者の一人として少し補足させていただきます。

ただいま、委員からも少しお話がありましたけども、5年間の特例ということで高知県では高知学園短期大学で幼稚園教諭の保育士資格を取得していない方には、8月に集中して平日いっぱいの特例講習を行っております。そして逆の場合、保育士資格を持っていて、幼稚園教諭を取得していない方については、集中という形ではなく、科目等履修生という制度を用いまして、通常の本学での授業に参加、受講をしていただきます。ですから、毎週何曜日は授業を受けていただくという形で対応をしております。

現在、高知県内ではこのような形で進めさせていただいております。

他に、委員の皆さまからいかがでしょうか。

主にここは免許、資格とかが絡んでいるところもございますが。

はい、お願いします。

(委員)

基本指針の基本理念の5つの視点が非常に分かりやすく整理をされています。ぜひこの少子化を改善するのに、今まで家庭が中心、特に母親が中心に見ているところからコミュニティーで見るという形。ここのリンクをしっかりしていかないと。今までの日本の子育ては、母親がやってきた状況の前段には、必ず地域であったり、他の近親者が関わったりということがあったうえで母親の子育てだったと、家庭での子育てだったと思います。ぜひともこの5つの視点が完全にリンクして途切れないようにしていただきたいと思います。その辺が落ちてきたため、結局制度では認定こども園がクローズアップされてきました。そこができたらしめいということではなく、ぜひともさまざまな選択肢ができるような制度にしていただきたい。少し調べてみましたら、家庭で子育てをしているようなところで少子化を改善されてないのは、ドイツとイタリアがあり、日本と非常に似たような状況になっているという文献もごございます。母親のみが子育てをしていると。ぜひ、この辺を重点的に周知、徹底、広報をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(吉村会長)

ありがとうございます。

他にご質問等でも構いませんけれども、ごございませんか。

もし、改めてご質問がございましたら別紙にてお願いします。

それでは、これで議題1の意見交換を終了させていただきたいと思います。

次の議題に移らせていただきます。②地域における子育て支援について順次事務局の方からご説明をお願いします。

(少子対策課)

それでは、少子対策課の方からご説明をさせていただきます。お手元の資料の19ページをご覧ください。

利用者支援事業の部分でございます。こちらは事業の概要に少し触れております。子ども、またはその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報の提供、それから必要に応じて相談・助言を行う。そして、関連機関との連絡調整を実施するという事業でございます。これは先般説明しておりますけれども、次の20ページに出ております地域子育て支援拠点事業の少し発展型の事業という整理でございます。

19ページの2、現在の利用状況のところでございます。利用者支援事業は待機児童の多い、たとえば横浜市の保育コンシェルジュ、そういったものを参考にして新規の事業として提案をされているというものでございます。

県内では、待機児童が都市部と比べて少ないという状況でございます。そして、地域子育て支援センターの支援対象数が少ないといったこともございまして、新たに専任職員を1名確保して事業化する。そういったことは、現時点では難しいという課題がございます。

そうは言いながらも3のところでございます。地域子育て支援センターや、支援センターのな

いところでは、子育て支援窓口や保健師などにおいて、利用者支援という役割を担っているのが実態だということがございませう。それにより、現時点で取組の方向としては、各市町村の子育て支援窓口などの質の向上を目指すとともに、関係課と連携した相談対応が必要だろうと考えています。

最後に4でございませう。いわゆる利用者支援事業というものを新たにというのはなかなか難しい部分もございませう。さまざまな課題を抱えながら子育てに不安や、負担を感じている保護者を支援する。そういったためのこの利用者支援事業の中の基本型と特定型がありますが、基本型の事業の実施は必要だと考えています。順番が逆になりまして上の方で、点線で少し囲ってあります。基本型というのは、利用者支援をしながら地域のいろいろな機関と連携して行う事業です。②の特定型というのは、大変待機児童が多い地域において保育所はこういったところがいいですよと認可外保育所も含めてご案内をする。そういう部分の特定型でございませうが、地域と連携する基本型は、もう少し発展してやっていく必要があると思います。市町村の子育て支援窓口の質の向上を生み出しつつ、できればその市部の方では事業実施に向けた検討を促せるように。まずは、職員の底上げというところを県としては応援していきたいと考えています。

次の20ページでございませう。こちらが、地域子育て支援拠点事業ということで、子育て支援センターそのものの部分でございませう。こちらの事業内容は1から4まで書いてありますけれども、親子の交流の場や、子育てに関する相談、援助、そして、子育て、子育て支援に関する情報の提供、講習などをやっておるという状況でございませう。

課題の部分は、一番上の黒の四角でございませう。子どもの数が少ないという理由で、現在13町村ではセンターを開設できていないという状況でございませう。そうはいいいながらも町村では親子がいつでも身近に集うことができる場の確保というのも必要だろうと思います。センターが設置されている市町村におきまして、いろいろと保護者の抱える課題、そういったものに対応するために関係機関との連携。これは先ほどとかぶりますが、そういったものが必要だということがございませう。

そういったことで3でございませう。具体的な取組として書いてありますけれども、一番上で、保育所や認定こども園などを活用した取組に対する支援、こういったものが必要であると考えています。

それから、2つ目でございませうが、関係機関との連携。3つ目でございませうが、妊娠期からの利用や、父親の育児参加、そういったものに対する取組の支援をする。それから4つ目でございませうが、訪問型の子育て支援の取り組みも必要であると考えています。

そういったことで、最後でございませうが、国の基準を満たすセンター、保育所、認定こども園を活用した小規模なセンター、こういったものを充実をするために取組を進めていきたいと考えています。

#### (健康対策課)

続きまして、健康対策課です。妊婦健康診査、21ページについてご説明でございませう。妊婦健康診査は、母子保健法に基づきまして母体や胎児の健康の確保を図ることを目的に市町村によって実施されている事業です。

現在、適切な回数が14回となっております。これは実施事業の概要の囲みの中に書かれてお

ります。県の取組としましては、妊娠中の健康管理の重要性の啓発を行うとともに、妊婦健康診査に県独自の子宮頸管長の測定の検査、これはおおむね妊娠の18週から24週ぐらいまでに2回実施します。それから、細菌検査。これは、妊娠10週を過ぎたところに行います。これらは、早産の兆候を早期に発見して、防止を行うための検査でございます。この独自の検査を導入して、早産防止を目的とした医学的管理を徹底してまいります。また、周産期医療や母子保健事業従事者のために研修を実施いたしまして、資質の向上に取り組んでまいります。

5年後の目指すべき姿ということでございますが、妊娠初期から出産までに正期産は37週から41週、23週から36週までだと早産になります。早産にならずに正期産になった場合はおおむね14回の妊婦健診を受けることができます。従いまして、この定期的な健診を受診している妊婦が増えるということとともに、未受診のまま出産に至る方が現在、一昨年2名でございます。毎年1桁ですが確実にいらっしゃいます。未受診のまま出産に至る方の1つ大きな問題として、正期産で出産に至るよりは早産で至る方が多くございますので、未熟児でうまれました後、いろいろな問題が起こります。また、若年妊娠や、いわゆる望まれない妊娠といわれるケースでの出産でこういうケースが多くなります。このような社会的背景もありますので、未受診や非常に健診回数の少ない状態で、出産に至る方の減少をさせるということを目指してまいります。以上が、こちらの妊婦健康診査の説明です。

#### (児童家庭課)

続きまして、児童家庭課でございます。22ページの乳児家庭全戸訪問事業の説明をさせていただきます。この事業は、生後4カ月までの乳児の全ての家庭を市町村の方で訪問していただくという取組になっております。訪問しまして、それぞれの家庭からの相談に応じたり、子育て支援に関する情報などを提供したりといった取組になってまいります。県内の全市町村で現在実施をされております。5年後の目指すべき姿においても、やはりこの全戸訪問が引き続き実施されているという状況を確保することが必要だろうと思っております。

また、こういった支援の必要な家庭の把握や、適切な支援につなげていくことができる訪問者の育成といったことが重要になってまいります。これまで児童相談所を中心にそういったところを訪問していただく保健師さんといった方にも研修を呼びかけております。また、こういったことに取り組む市町村に支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして23ページ、養育支援訪問事業でございます。市町村の方で子どもや、その保護者と接触する機会として、1.6健診や3歳児健診、あるいは保育所からの心配な家庭についての情報や、直接の虐待ではないかといった情報、こういった情報に対しまして市町村の方で直接お宅を訪問し、助言や家庭内への具体的な援助などを行うことにつなげていくといった取組、事業になってまいります。

こちらは県内の全市町村の方で実施がされております。この取組も今後とも続けていただくとともに、先ほどの全戸訪問事業とも同じになりますが、こういった家庭に関わっていく職員への研修。また、児童福祉司と同等の資格を取得できる指定講習会といったものを実施しております。高知県立大学のご協力により、5日間の研修といったことになります。この研修により現在市町村の保育士さん、保健師さん、約55名の方に資格を取っていただいております。こういった取組も今後とも続けてまいりたいと考えています。

続きまして24ページをお願いいたします。「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」でございます。これは、市町村単位で関係機関のご協力を得ながら、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応につなげていくといった事業になってまいります。いわゆる要保護児童対策地域協議会といわれる組織になってまいります。平成20年度に全市町村で設置が完了しております。5年後の目指すべき姿としましても、こういった機関の中で一層の連携の強化を目指し、きめ細やかな対応ができるように進めてまいりたいと考えております。

これにつきましても現在も児童相談所を中心に直接会議への参加や、各市町村の個別のケースへの支援といったことを今後とも継続してまいりたいと考えています。

25ページをお願いいたします。「子育て短期支援事業」いわゆるショートステイといわれているものが中心になってまいります。県内の状況ですが、21の市町村でショートステイを実施しております。また、主に夕方に子どもをお預かりいただけるトワイライトステイにつきましては、高知市のみの実施となっております。実際、このショートステイを受け入れていただける施設につきましても、乳児院ですと高知市のみ。そして、児童養護施設、母子生活支援施設、ファミリーホームについても地域が限られております。実際、こういった受け入れる施設の近隣の施設でないとなかなか利用が難しいという実態がございます。こういった近辺に、受け入れ施設がないということに対して、どうしていくかといったことにつきましては今後とも協議をしてまいりたいと思います。現在、全市町村の6割でこの事業をやっております。こういった施設の近辺にある市町村で一定利用できるのではないかとと思われる市町村もございますので、そういったところには強く働きかけるなどして7割以上で利用できるような体制の実現を目指してまいりたいと考えております。

#### (雇用労働政策課)

雇用労働政策課です。よろしく申し上げます。ページ26をご覧ください。ファミリー・サポートセンター事業です。乳幼児や児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関しまして連絡調整を行う事業でございます。

概要は飛ばしまして、次に現在の利用状況、課題についてお話しをします。実施市町村としましては、高知市1カ所でありまして、他の市町村は未実施となっております。こちらも拡大を行う必要がございます。また、高知市におきましても一部の地域では、援助を行う会員が少ないということもございまして、援助活動のバランスが取れていないという状況でございます。

次に3、事業の推進及び質の向上に向けた具体的な取組としましては、事業の活動状況などについて周知を行うことで支援の拡大、充実につなげていきたいということでございます。

それと従事者の質の向上につきましては、登録会員向けの講習会を行っており、その援助技術の向上を図ることをやっております。こうした運営に対しまして財政的な支援を継続して行います。

それから最後、5年後の目指すべき姿といたしまして、事業の拡大とか充実に向けて引き続き業務内容の周知、啓発活動を行いますとともに、量の見込みと確保方針などに基づきまして、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指しまして取組を進めてまいります。

まずは、実施している市町村の支援を引き続き行いまして、提供会員の拡大によりまして援助活動の充実を目指して取組を進めてまいります。

#### (幼保支援課)

27ページをお願いします。一時預かり事業です。この事業につきましては、委員の方から母親の育児疲れのリフレッシュにも使えるような支援をとのご意見をいただいております。ページの一番下の黒の四角に記載しておりますが、一時預かり事業は、子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であると考えていますが、現在実施していない市町村もございます。そのため、次のページになりますが、市町村での事業実施につきまして、助言、指導、従事者に対する研修を実施するとともに、一時預かり事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

現在18市町村で実施されている一時預かりを、5年後には各市町村において実施されているように目指してまいりたいと考えております。

次、29ページの延長保育事業です。委員の方からは、働くお母さんにとって重要な事業なのでニーズ分を確保してほしいといったご意見をいただきました。2の四角の最初に書いておりますように、現在13市町村104カ所で実施をされております。

次のページをお願いいたします。5年後ですが、現在のところのニーズ調査で積み上がっている21市町村149カ所での実施を、目指していきたいと考えております。

次に、31ページの病児・病後児保育事業です。この事業につきましても委員の方からは、働くお母さんにとって重要な支援策である。ニーズに対応できる供給体制の確保、あるいは医師会と連携した医師の確保をとといったご意見もいただきました。ページの下の方にありますけれども、保護者のニーズが高い事業であり、市町村でも実施に向けてさまざまな方向を検討しております。県としましても、施設等の整備の財政支援だけでなく、協力医療機関の確保など課題の解決に向けた支援も併せて実施してまいりたいと考えております。

#### (生涯学習課)

生涯学習課です。33ページの放課後児童クラブにつきまして。この事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して授業の終了後、放課後や長期休業のときに小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供するという事業でございます。新制度への移行で最終年齢がおおむね10歳未満から、小学校6年生までというのが明記されたことになっております。それに伴い、市町村の方で条例化をしていただいております。義務ではないので、対応する時期などを各市町村の子ども・子育て会議で十分に協議していただきまして、適正な整備をしていただくものと考えております。

県では、平成19年度から、文科省で主管しております放課後子ども教室と放課後児童クラブを併せて、「放課後子どもプラン」として推進をしてきております。これは変わらず続けていくわけですが、5年後の目指すべき姿としましては、全ての子どもが放課後により安全で健やかに育てるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進していくこととしています。特に、南海地震対策に力を入れておりまして、避難訓練の実施や防災などを、学校やPTAなどと連携しながら、こういう部分に県としては支援をしてまいりたい

と考えています。

また、放課後の子ども総合プランを活用した放課後学びの場としまして、ここでの全ての子どもたちが放課後にさまざまな体験や交流、学習活動ができるよう市町村の取組を支援していきたいと考えております。

(幼保支援課)

35ページの⑫の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」でございます。これは、保護者の世帯所得の状況を勘案して、日用品、文房具などの購入に要するに経費を助成する事業ですが、現在、まだ国の方から細かな事業内容が示されておりませんので、内容が分かりましたら、各市町村のニーズ量、市の意向を踏まえて対応していきたいと考えております。

(少子対策課)

すみません。35ページの同じところですが、⑬番「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」というのがございます。これも先ほどの⑫番と同じようなところでございます。事業の概要のところ少し書いておりますが、民間事業者の参入の促進に関する調査、研究、そして、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置運営を促進するための事業であるということでございます。こちらも新制度の新たな事業という位置付けをされているところでございます。まだ、少し国の整備も十分にできていないところではありますが、今後、各市町村のニーズ量や、実施の意向を踏まえまして、必要に応じて対応していくというふうに考えております。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。非常に内容が多岐にわたって少し幅広い内容ですので、もしかしたらなかなかご理解に至らないとかいうところがあるかもしれません。この19ページから35ページまでのことを各課の方からご説明をいただきました。

この地域における子育て支援について委員の皆さまからご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

(委員)

26ページのファミリー・サポート・センター事業についてのご質問です。利用できるサービス、内容ということでこう書かれていますが、とにかく働いている方、お父さん、お母さんにかかわらず、たとえば保育園に預けていても急に熱が出たから迎えに来てくださいという時があると思います。お母さんがいつ来るかわからないので毎日実施していますというお話も聞いたことありますが、そういったサービスとかも受けることができるのですか。

(雇用労働政策課)

そうですね。事前にそういう利用があるということを見込んで提供される会員さんとのマッチングができていれば、急な利用でもできるのではないかと考えております。



(委員)

そうしたら、事前に、こういうときはお願いという話をしておくというような形でしょうか。

(雇用労働政策課)

そうです。

(委員)

分かりました。地域で支えるというのは基本理念の中にもありましたので、こういう事業はすごくいいと思います。その一方で、会員さん同士の信頼関係というのでしょうか。めったなことではないと思いますが、預けたらあざがついて帰ってきたとか、そんな心配をすればきりがないと思いますが、そのようなことがあるとか。その人も一生懸命やってくれるんですが、過失でけがをさせてしまったとか、いやな思いをしたりするということはあると思います。ただ、それは保育士さん、いわゆる資格を持った方に安心してお預けすることとは少しと違う面もあるかなというところがあります。講習会もきっちりやるということだと思いますが、そういった面でも安心してこういう事業に預けられる。利用できるような体制も、もう少しやっていけばいいかなと思います。

それと、こういうことを事業としてされている民間業者さんもあるようにも聞いています。そういう利用も促しているといえますか、もしかしたら各企業さんがそういう事業に補助を出すということかもわかりませんが、そういった制度を周知していくことも必要と思いました。以上です。

(雇用労働政策課)

この事業、ファミリー・サポート・センターは、有償のボランティアということですので、サービスを提供する会員さんもできる範囲でのことをやっていくというようなスタンスでやっておりますので、企業がお金を取ってやるのとは少し性質としては違います。

(委員)

どうもありがとうございました。

(吉村会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

22ページについてお教えいただきたい点があります。全戸訪問事業は、非常に素晴らしいやり方だろうと思いますが、この事業でその養育環境等の把握を行うというように書かれております。この把握をしたデータといえますか、情報についてはその後ですね。たとえば1.6の健診のところはその家庭の環境がどう、あるいは保護者の方がどういう状況でというようなことの情報、やはり伝わっていくということが非常に重要なこの把握という意味ですよね。把握したデータがそこで埋もれているのでは意味がないといえますか、もったいないといえますか。そのあたりは、

この情報がどういうふうな流れになっているのかお教えいただきたいですけども。

#### (児童家庭課)

基本的に、この乳児家庭全戸訪問事業、主には多分保健事業を担っている市町村の部署で基本的にやられているところは多いと認識しております。多分、今、先生がおっしゃられたその1.6、3歳健診の主管しているのもやはり保健部署なので、基本的にはその中で情報というのはずっと生きておるんだらう思っております。ただ、たとえば、この乳児家庭全戸訪問事業の中で、リスクがあると判断した、あるいは少し厳しいかなという内容については、市町村の中の虐待を対応している部署の方に情報を伝えましょうということになっております。各市町村、そういった仕組み自体、たとえば、保健と福祉の連携の仕組みというのは実際ございますけれども、そこが本当に十分に機能しているのかということところは1つ課題になってくると思います。そこにつきまして、県の方にもちょっとそこがきっちり流れているというところが必要だらうということで、そこは市町村の中に実際どうですかということをは細かく見ていこうということで今、取組を進めようとしております。

それから、もう一つは、たとえば、1.6、3歳健診でも来なかった家庭、そこはリスクがあるだらうと、そこに対するフォローをどうしていくかということのも大きな課題であるということで、そこについても併せてやっていこうということで、今回のご意見も健康対策課と私も児相も含めて市町村にどうやっていこうかということは今も検討を進めているところでございます。

#### (健康対策課)

健康対策課ですが、少し補足だけさせていただきます。乳児家庭全戸訪問事業、まだ10年も経たない事業でございます。以前は、母子保健訪問という事業がございますけれども、これは一般財源化をされておられませんので、その当時はなかなか100%行けてないという事情がありました。それでこの事業が児童福祉の事業として出来たという経緯があります。そのため、新生児訪問と同等のやり方でやられている市町村が多いです。

この訪問をされまして何らかの問題点、養育上等の問題もあれば身体的な問題もあるでしょうし、親、その他の環境的な問題もありますが、基本的に高知県の場合は、こういう母子保健とかそういう事業をやったときの全ての記録を積み重ねているようなやり方でやられている市町村が多いです。従って次の母子保健の事業を利用したときに、たとえば乳児健診とか乳児相談を利用したときとか、1歳6カ月健診を利用したときに、その記録がそこに入っているという形になっています。そのため、おおむね記録については引き継がれておりますし、1歳6カ月健診の対象者をお呼びするときに、この乳児家庭全戸訪問事業で何か問題があったとか、そういうケースは既に対象が決まりますけど、この子が何月の対象者というときに、おおむね共有されております。健診の中で共有されている状態になっています。これが1点です。

もう一つは、先ほどの健診未受診児の問題ですが、健診未受診児が当県は非常に多かったということです。全国的には1歳6カ月は大体95%程度、3歳児が91%程度の受診率です。全国的に見るとどうということかと言いますと、来ない家庭には何かあるというのが一般的な理解です。当県は10%程度低かったものですから、今、受診率向上策をやっておりますが、この2年で4%ほど上がりました。現実問題、来なかった方の半分以上が当日に熱が出てたので来られなかった

とか、体が元気そうだからまあいいかとか、それから保育所で健診をやっているからもう行かなくていいのかなとか、そういった方々が多いので、訪問等をしたらちゃんと来てくださいます。そういう形で、受診率は上げていって、逆にいえば少し訳があって健診に来てくださらないという家庭を今度は別のルートに乗せていくということを今やっているところです。

(委員)

もう一つおうかがいしたいのですが、33ページで放課後クラブの充実ということがあるかと思いますが、この点で1つ教えていただきたいです。これは県教委の調べですが、今、発達障害のお子さんの率というのが小学校で7.8%になってきています。その7.8%の児童数が発達障害と言い切ってははいませんが、特別な支援を必要とする児童が、7.8%いると。そうすると、発達障害のお子さんたち、つまり何らかの特別な支援が必要な子どもが放課後クラブに通うということも当然想定しなければいけないことだろうと思います。その場合に、その加配ということは今、制度的にやられているのでしょうか。

(生涯学習課)

これは市町村の事業ですので、市町村が国費事業の中で障害児加配を行った場合に、県からも補助金を助成しております。

(委員)

助成があるのですか。

(生涯学習課)

はい。指導員の皆さんは、今後は資格を持ってやりますけど、今はそういうものはございません。発達障害児等への理解というのはなかなか難しいので、私どもでは23年度から毎年3ブロックに分けてそういう研修も行い、指導員も研修しております。大変参加も多く皆さん頑張って勉強もしていただいております。県としてはそういう取組をしております。

(委員)

今度は幼保支援課さんに同じ質問です。今後同じ問題で、特別な支援を要する子どもに対する加配体制は学童児童クラブは県の助成があるということですが、預かり保育に入ってしまったとき、同じことが起きてくると思います。その教育標準4時間が終わった預かりといういわゆる保育時間の中で、それに対して新制度ではどのような。たとえば、その教育4時間に対しての特別支援の補助はありますが、預かり保育等に関する分については、現状としかそれは加配の要請がなかったように思いますが、その辺とともに今後の新制度の中でどうなっていたかをお教え願いたいです。

(幼保支援課)

現在のところ、制度はございませんので検討していくという形になります。

(委員)

ですね。同じ問題が起きていますよね。

(委員)

先ほど学童クラブで障害のお子さんのことが出ていました。私も少し気になったのでお尋ねしようかなと思っておりました。実は、私の保育園の横で小さな学校ですけども、学童クラブをやっております。最近、障害を持ったお子さんが結構いるということで、既存ではなかなか対応できない。やはり1人、発達障害を持っている方で1人と、どっちもついておかないと危ないという現状があるというお話をつい最近話したことでございます。そういうお子さんも入ってくる中で、さらなる充実を県として考えていく必要があると思います。

それと同じようなことですが、一時預かり事業、27ページです。これ、たぶん従来の考え方でいったときに、ここに障害を持っているお子さんを一時預かりして利用したいっていうときには、1カ月に1回の保護者同伴だったと思います。それが本当にそれだけでいいのかどうかということを少し考えていく必要性があるのではないかと思います。一時預かり事業は、これの対応する職員というのが1名以上ということですが、年齢的な幅が広い中で預かっていきますので、1人でいいのかどうかというのは今疑問に思うところです。その中に、やはりどうしても障害といえますか、持っているご家庭で他の子どもさんと一緒に遊ばせたいとか生活してみたいとかという親御さんもおられます。それが親同伴で1回ということになりましたら、非常に使いづらい制度になっていくということです。ここは保護者の方もストレスを抱えていけないといけないということでございますので、本来的にはもう少し利用できるような形で考えていくべきかなと私個人としては思います。ぜひ、高知県の中で考えるときに、全ての子どもということであれば、その門戸は開いていていただきたいと思うところです。

それから、24ページです。子どもを守る地域ネットワーク機能の強化事業のところ、要保護児童対策の地域の協議会というのを設置されているということで、これは私も承知しているところでございます。この協議会が、たとえば他の市町村との連携をどう取られているのかどうか。たとえば、南国市にそのような子どもさんがおられて、高知市内に住居を構えたとしたら、どこかの保育所に行くときに、その情報が的確に入ってくるのかどうか。市町村の協議会に児相は全般的に全部またがっているのかどうか。そういうことを少しお聞きしたいと思います。

(幼保支援課)

一時預かり事業の加配については、今現在この制度がございませんので、検討していきます。

(児童家庭課)

児童家庭課でございます。要保護児童対策地域協議会に関連しましてご質問がございました。ある市町村で虐待のケースが住居を移した場合、どのような市町村間で連携が取れるのか、あるいは、そのケースに対してどのように機関との協力を得られるのかという内容かと思えます。

まず、他の市町村で移った場合ということで、1つは市町村レベルで持っている虐待ケースというのがあります。いわゆる軽微なケースというものがございます。重篤なケース、専門的な知識とか技術が必要なケース、これは児童相談所で県が持っております。その場合につきましては

児童相談所は住居が変わってもその情報を市町村に伝えながら、これまで同様に支援をしていくという形は変わりませんので、そこはご心配のケースには当たらないのかなと思います。

それから、もう一つは、市町村間で持っているケース、軽微なケースで移動した場合ということになると思います。そのケースの場合には、児童相談所の方から市町村の対応マニュアルというものを発行しております。その中に、市町村間で移動があった場合については、そのケースをきちんと引き継いで、その情報を基にケース会を開いてくださいという形を取っております。そこで情報伝達がされて、その市町村の中で、またその市町村に存在します要保護児童対策地域協議会の中でそのケースを共有していただくという流れになってまいります。

そういった対応をする中で、もし、そのケースが重篤なケースに移行した場合には、そのケースについては市町村から児童相談所にケースが移るといったような形が現在出来ております。そういった中で対応していております。

(委員)

少しそのことについて。児童相談所が絡んでいるときは連携が取れるということですね。それは、警察で児相を通してないときにはどういう形で通って行きますか。

(児童家庭課)

児相を通してないケースというのは、市町村が持っているケースということでしたら、先ほどの市町村間の連携の中でケースは確実に伝わるようなシステムを作っているということになります。また、先ほど警察という言葉が出ましたが、警察で虐待情報が入った場合は、基本的に虐待と思われるケースについては全て児童相談所に連絡をしていただける形になっておりますので、そこは抜かりがないかと思えます。

(委員)

突き詰めていくわけではございませんが、私の保育園にそういう事例がありました。他の市町村から高知市へ入ってこられて、母子が虐待を受け、父親に接近禁止命令が出ていると。そして、その段階で入所依頼があり、受けますといったときに、そここのところの背景がものすごく分からない。伝わってこない。だから、私は自分でそここのところお聞きし、警察へ電話したりして背景を聞きました。そして、私のところでどうするかということで民生委員とか皆集まっていたいて、どこそこに入居するからすみませんが気をつけてくださいと。何かあったらご連絡くださいと。そういう形で非常に深刻な状態だったので、すぐに110番してくださいというケースが1つありました。だから、われわれは受け入れたときに、その背景が分からずに受けるとやりにくい。そういう意味で、やはりこういう組織の中で常に連携を取って、そういう状況がないようにしていただくと非常にありがたいと思えました。

(児童家庭課)

ただいまおっしゃられたその情報の連携という意味では、この要保護児童対策地域協議会の中で、個別のケース検討会議の中で、情報連携を図るということがおっしゃるよう重要なことだと思います。今、おっしゃられたケースというのは、もしかしたら、DV情報というところでケ

ースがあがっていた。虐待ということではなくてDVということであがっていたのであれば、そのケースにつきましては要対協のケースとしてはあがっていなかったのかもしれないのかなというふうには感じます。

(委員)

わかりました。

(吉村会長)

お願いします。

(委員)

今の話に関連してですが、結局その要保護児童対策地域協議会にケースがあがっていかねば、結局その会議、ケース会の場で話し合われないということで、引き継ぎもなされないということだと思えます。これをケースにあげるようなルートということは、市町村窓口になっているところに、きちんとこういうケースがあると通報する義務があることを事業所等に知らされていないといけないであったりとか、民生委員さんや地域の方々に周知されていないといけないということがあつたりするかと思います。

それと、これを運営している事務局が市町村の職員さんだと思いますが、3年ないし4年、5年で異動がある中、こういうケース会が果たして形骸化していかないかどうかということもきちんとチェックしていく必要があるのではないかと思います。

あと、障害関係の福祉サービスの中で、児童発達支援事業とか放課後等デイサービスなどもやっていますが、この要対協のことを事業関係者が知らない可能性が結構高いかなと思います。私は、個人的にそういう会にも出たことがあるので知識としてはありますし、窓口があることも知っています。結構、児童発達支援事業などでお子さんの障害を告知されてすぐに来られて、お母さんがうつになっているケースもございます。すごくご家庭でしんどいという方、そういった方の中には、親御さんにも相談支援専門員などをつけて、障害福祉サービスの中のケア会議等からでも支援をしていく場合があるかと思います。それともリンクしていかなければいけないのではないかなと少し考えているところなので、そこら辺にも少し周知していただければと思っています。

(児童家庭課)

今、虐待情報についてのきちんとした通告、通報というところがきちんとできてない、心配な部分があるというお話が最初にあったのではないかなというふうに感じています。通告件数については最近、288件です。結構何年かを見ると通報していただいている件数としては増えております。特に、近隣、住民の方からの通報というのは非常に割合としては高い状況になっています。ただ、実際に児童相談所で調べた結果、それは虐待ではなかったというケースもあります。虐待と思われるケースについても通報してもいいんだよということは徐々に周知され、ご理解いただいているのかなと感じております。

それから、また同様に、障害児の支援施設で、こういった要対協のケースについても知らない

ような状況があるのではないかという話がありました。この点につきましては、われわれもケースに対応する中で、相談支援専門員からのご相談を受けて対応しているケースも実際にございます。ただ、それがどこまで浸透しているのかというところはおっしゃるとおりかと思ひます。この点につきましては、また障害保健福祉課とも話をしながら少し対応を考えていきたいと思ひておひります。

また、要対協の職員が3分の1ずつ変わっていくということで、そこはわれわれも非常に心配をしているところだす。われわれとしても市町村の新任研修や、中堅研修というものもずっと継続して続けていきながら、けれども実際そういう状況がありますので、ここは市町村でできるだけ専任の職員を置いていただきたいという話や、こういった研修をずっと続けていくということが今のところは必要な対応かなと思ひておひります。今後とも継続してまいります。

(委員)

1つだけ。35ページだす。気になっているのは⑫じゃなくて⑬だす。多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで書かれています。これは幼保支援課さんも来ておひりますので、多様な企業参入を認めていくということと思ひますが、調査研究のみでこういうことをされるのですか。それとも、結果、やはりそういうことであれば、ここに書いてあるのは民間事業者ということだす。この民間事業者というのはどうひう方が民間事業者として考えられているのかということをお聞きしたい。ご存じと思ひますが、今、社会福祉団体に対して課税の問題が出てきておひります。特に老人施設。それは、イコールフッティングということで企業参入も進めていく、そこで公平さがないのではないかということが論議によって出てきておひります。それが念頭にあるために、ここに参入することを促進するための事業というのがどうひうものか。特定教育、保育施設等への民間事業の参入の促進と書いていますので、この民間事業というのはどうひうところなのかということをお聞きしたいだす。

(幼保支援課)

この事業の内容は少子の西村課長からもお話がありました。まだ具体的な中身が国から全くおひりてきてないので、詳細は分かりませんが、保育施設等への民間事業者の参入というのは、既に認められているものだすので、そのことを指しているものだと思ひておひります。特別に、今から新たな別途民間事業者の参入を認める制度を設けるとひうようなことではないと思ひます。

(吉村会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。認めることではないということだす。先ほどの数字を見ていましたら、既に子どもの数についてそういうものが十分にあると思ひますので、今以上にそういうものを見つめていくということではないだろう。ただ、制度の中での変更とかひうものはあるかもわかりません。そう理解させてできればいいと思ひます。なんかここをやっていくと、少しおかしな感じが出てくるのではないかと思ひます。これは少子対策課と生涯学習課さんもひうひう形で考えて

いかれるということでここに書いていますけれども、それはそれとして、必要なものはそうしていくんだろうなと思います。たとえば、少子対策課さんでしたら、これについてどういうものがあるのかというのはお分かりになりますか。具体的ではないものですから、具体的に聞けていてもいかんと思いますが。

(少子対策課)

私どもの方では、地域子育て支援センターという部分になります。地域子育て支援センターは基本的には市町村が実施主体で運営されるものですが、市町村直営でやっているものと、今は、社会福祉法人や、保育園、認定こども園などをお願いをして運営しているものがあると思います。この分野で新しいものというのは今のところは県内では想定されるものはないのかなと考えております。ただ、一応この③の部分については、国でこういう事業を考えていこうということですので、計画としては盛り込みをさせていただきたいということでございます。

(吉村会長)

どうも、貴重な事例を挙げてくださり、いろいろご提案をくださりましてありがとうございます。また、今日いただいたご意見等を反映させていただければと思います。

ここで本部のご都合で健康対策課長さんは退席させていただきます。ありがとうございました。それでは、次の議題に移らせていただきます。

③特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援、児童虐待対策等についてまずは児童家庭課の森課長さんからご説明をお願いします。

(児童家庭課)

児童家庭課から3節の特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援ということで、1から4まで4つの項目について説明をさせていただきます。ページ36ページの1、児童虐待防止対策の充実、それから46ページの3のひとり親家庭等の自立支援の推進と、そして48ページの少年非行防止対策について、この3項目についてですが、前回この項目について説明をさせていただいておりまして、内容としては大きく変わったところはございません。この項目については記載内容の概要を少し説明させていただきます。

児童虐待防止対策につきましては、平成20年に南国市で虐待の死亡事件を受けまして、検証委員会から13項目の提言をうけて県での取組状況などにつきまして検証委員会に報告し、意見をいただきながらこれまで着実に取組を進めてまいりました。今後もこの提言に基づきながらさらなる運営の強化や、組織体制の強化、また、職員の専門性の強化といったことや、市町村の支援に向けてさらに取組を進めてまいりたいと考えております。

46ページのひとり親家庭の自立支援の推進につきましては、母子及び寡婦福祉法に定められた計画としまして、平成24年度に第二次の高知県ひとり親家庭と自立促進事業を策定しまして、それに基づいて現在も対策を進めております。この計画に沿った内容をここに記載をさせていただいております。

続きまして、48ページの少年非行防止対策の推進でございます。ここは高知県独自の項目として挙げさせていただいております。少年非行防止対策の抜本強化策ということで策定しており



まず「高知家の子ども見守りプラン」の中から子ども・子育て支援事業支援計画で基本的な計画対象としています出産前、乳幼児期から学童期までの子どもに関する課題や取組を抜き出して記載をさせていただいております。

最後になりますが、41ページに戻っていただいて、2の社会的養護体制の充実についてご説明をさせていただきます。前回、7月の会議での報告におきまして、社会的養護体制の充実で記載をさせていただく内容につきましては、厚生労働省の通知に基づき、今年度中に当課でこの支援計画の策定に並行しまして社会的養護の県の推進計画を策定するという事になっておりまして、9月をめどにこの県の推進計画案（素案）を策定し、児童福祉審議会のご意見をお聞きしたうえでその内容の要旨を反映したものを当議会に報告させていただいき、ご意見もいただいたうえで最終的な取りまとめをしたいという説明をさせていただいております。

現在のところですが、予定どおり児童福祉審議会の施設部会で県の推進計画素案を説明し、その委員でございます児童福祉施設の関係者や、学識経験者、そして審議の参考ということで里親関係の方にも参加をしていただいてご意見をいただいたところでございます。

本日はその県の推進計画の素案の内容の趣旨を支援計画に反映したもので報告させていただいておりますので、委員の皆さまにご意見をいただいて県の推進計画の最終の取りまとめにも反映をさせてまいります。内容の説明につきまして、現状と課題のところは前回も説明いたしておりますので、取組の方向性と具体的な取組のところポイントとなる部分を中心に説明いたします。

まず、41ページ（1）の家庭的養護の推進では、里親の開拓。それから支援体制の整備等に取組みまして、里親委託率の向上に取組んでまいりたいと考えております。施設の小規模化につきましては、本県での将来推計の試算でも児童人口、そして施設への措置児童が減少することが見込まれる中で、小規模化による家庭的養護と地域分散化を進め、社会的養護が必要な子どもたちに個々の状況に応じた細やかな支援を行い、子どもが家庭で経験しているようなあたり前の生活を保障する方向に進めてまいります。

また、施設の小規模化、地域分散化につきましては、これは決して施設経営が縮小するという事ではございません。その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を発展させていくものという考えに立って進めてまいりたいと考えております。

続きまして43ページの（2）の専門的ケアの充実でございます。発達障害や、虐待を受けた施設の子どもたちに、専門的なケアで支援をする職員に対する取組ですとか、児相と施設の連携した子どもへの支援といったものをさらに進めてまいりたいと考えております。

（3）の自立支援の充実につきましては、施設の子どもへの学習支援や、就職支援の取組、また、退所後に備えた生活スキルの獲得、退所後のアフターケアといった自立支援の取組を充実してまいります。

続きまして44ページの（4）の家庭支援、地域支援につきましては、児童養護施設と乳児院を地域で子どもや家庭を支援する社会的養護の拠点ということで位置付けをいたしまして充実をさせてまいりたいと考えております。

（5）の子どもの権利擁護の推進につきましては、これまでも児童養護施設や児童自立支援施設、そして情緒障害児短期治療施設等で児童虐待があった場合は、高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインにより事実の確認や、児童福祉審議会への報告、それから施設への指導、定期的な

公表などの対応をしてみましたが、今後も県が定期的かつ的確に状況を把握し、県による虐待防止に向けた取組をしてみたいです。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありました特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援、児童虐待対策等についてご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

社会的養護体制の充実というところです。先ほどご説明いただいた中で、いろいろとお考えになっていただいているというのはよく分かりました。その中の42ページですが、小規模化、地域分散化の推進ということでございます。これは非常に大事なことと私も感じます。ただ、地域分散化を進めた場合に、たとえば、施設から地域に出て何人かの子どもと職員がどこかで生活をしながらやっていくという形の地域分散化と思いますが、そうなったときに、今の配置基準の中で職員が対応できるのかなと思います。そこで生活をするわけですから、24時間そこで仕事をするという事は、なかなかできないと思いますので、ある程度チームを作っていくことを考えないといけない。そうなってくると、職員の人材確保が絡むということになるかと思います。

それから、もう1つは43ページです。専門的ケアの充実のところ、発達障害や知的障害のある子どもさんの入所が増えていると書かれています。そういう方々に対応していくときの専門的ケアの充実を図っていくために、研修をしながら専門性を高めることだと思います。こういうお子さんが入っているのに、たとえば、日中はいいですが、夜の児童養護施設なんか勤務されている職員さんはどれくらいいるのかと思うところでございます。

それと、下にもありますように、心の傷を抱えている子どもが多いという状況がある。そういう子どもたちに対応していくために、勤務時間を組んで対応されていると思いますが、夜間の状況というのはどういう状況になっているのか。そういうことを考えていると思いますが、現状以上に考える必要性があるのではないかと思います。

それから、児童養護施設の子どものさんが卒業していったりしますけれども、学校を卒業してそこを退所していくということ、あるいは就職をしていくということもあると思います。そのアフターケアをしていくことは非常に大事なことと思いますが、そういうアフターケアを施設としてずっと続けてやるのか。アフターケアというのは一定期間のアフターケアと考えていいのか。そのところをお聞かせください。

(児童家庭課)

まず、地域小規模化に伴う問題点ということで、職員の配置の基準のことがご指摘をされました。現在、配置基準といたしましては、1対5.5というのが基準になっております。小規模化、地域分散化が進めていけば、当然そこでさらに職員配置というものが必要になってまいります。これにつきましては、国の方でもそこは改善の必要なところだということで、税と社会保障の一体改革の中で7,000億を確保するような形になっております。そこから220億ぐらいでこ

の配置基準の改善に充てていくということで方向性が示されております。小学校以上の子どもで換算しますと1対4という基準で改善をしていこうということで示されておるところでございます。

それから、障害のある子どもたち、いろいろな課題を抱える子どもたちがいる中で、夜の配置ということでご指摘がございました。今、何人に対して1人という夜の配置の基準という明確なものがございません。各施設がしっかり見ていける子どもの配置というものを考えながら配置しているというのが現状でございます。これから、多分、ユニット化、小規模化ということになれば、1つのユニットで6人から8人の子どもが基本的に生活するようになります。少なくとも今後は6人から8人に1人夜間もつけるという形の体制になってまいります。

また、心の傷を持った子どもへの専門的な対応ですが、今、各施設に心理療法担当職員や、個別の対応の職員を加配で配置をするようにやっております。今、ほとんどの施設で配置が進んでおりまして、現在配置が済んでないのは1つの施設で、そこも今、募集をかけ、配置に向けて取り組んでいるという状況になっております。

最後に、退所後のアフターケアにつきましては、施設がずっとやっていくのかということがございました。従来、そういうことを施設の方でやっていただいていたというような状況がございました。今は、アフターケアを専門にやっていただくような事業を立てておりまして、県内で2カ所、1つは高知市の聖園天使園の1カ所、それから幡多の若草園で1カ所、職員を確保していただいて退所前からのフォロー、それから退所後のフォローといったことに別建てで取り組んでいただいております。

それにプラスして、これまで所属していた施設からのフォローというのも併せてやっていたというというのが実情かなと感じております。

(吉村会長)

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

少し教えていただきたいです。虐待等の通報が最近増えているということで、通報者が特定されることはない聞いていますが、それで間違いないでしょうか。それは、施設も含めてということですが。漏れないようにしてくださっているはずですが、警察の発表など、いろいろなことで特定されマスメディアが押しかけることもあるのではないか。そこは通報者が特定されることはないということよろしいのでしょうか。お教えてください。

(児童家庭課)

児童福祉法、虐待防止対策推進法でも通告された方を明らかになるようなことはしてはいけないということになっております。少なくとも通報を受けた児童相談所からそこを明らかにすることはありません。ただ、虐待者と児童相談所は直接会っていろいろ話をしていきます。その中で、状況として相手方が多分どこから話が行ったんだと、たとえば、学校で子どもが来てあざがあると、児童相談所はどこからそういう状況を知ったかということをおいなくても子どもをその場で保護しますので、多分、親御さん方は学校から通告があったんだろうなということを推

測されるということはあるかと思えます。児童相談所からどこから通告しましたと言うことはございませんと考えていただいてよろしいかと思えます。

(委員)

ありがとうございます。児童相談所がどうこうではなく、実際にそういう事例に出会いましたので、できるだけ連絡機関の部分から秘密が漏れないようなことを十分していただきたいなど。そうしないと、施設からの通報はためらわざるを得ない部分も出てくるのでよろしく願いしたいという想いがありました。以上でございます。

(吉村会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、児童虐待対策等についての意見交換は終了させていただきます。続きまして次の議題ですけれども、この特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援の今度は障害児対策等について障害保健福祉課の山岡課長補佐さんからよろしく願いいたします。

(障害保健福祉課)

障害児施策の充実等についてご説明させていただきます。これまでの子ども・子育て支援会議におきまして委員の方々より発達障害に係る療育施設の整備の必要性について意見をいただいております。また、今年度策定することとされています第4期の障害福祉計画と、この子ども・子育て支援事業支援計画との区分けや、両計画の整合性についてご意見をいただいております。

方向性につきましては、基本的な考え方としまして整理を行い、50ページの冒頭に記載しています。障害のある子どもへの支援に係る施策の基本的な方向性として、障害のある子どもが一人一人の特性や発達状況に応じて可能な限り障害のない子どもと同じように一般施策としての子育て支援の中で支援を受けられるようにしていくことを目指すことにしています。

これは平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度を踏まえ、厚生労働省に設置されました障害児支援の在り方に関する検討会の報告書。今年7月に出了た、その報告書と同じ方向性でございます。

そして、障害のある子どもに対して支援を行う施設の整備につきましては、現在策定しております第4期の障害福祉計画の中に位置づけて取組を進めます。それとともに、子育て支援の中での専門的、個別的な支援の確保につきましては、子ども・子育て支援事業支援計画の中に位置づけることを考えています。

それでは、その下の1。発達障害のある子どもと家族への支援としましては、まず、公立の小中学校の児童生徒の6.4%、先ほど委員から最新の情報として7.8%という話がありました。この点につきましては時点修正をしたいと思っております。発達障害の可能性のあるお子さんが増えており、その支援は医師の診断後に始まることが多いといった現状を踏まえ、委員の皆さまより診断を受ける前の支援、あるいは障害のある子どもを持つ親の不安や悩みに寄り添った支援、親の気付きへの支援などについてのご意見をいただいております。

このため、気になる子どもへの発達支援と親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援、それを実施する市町村への支援を療育福祉センターを中心に行っていますが、ペアレ

ント・メンターの活用やペアレントトレーニングの実施などによる家族支援の充実などを通して自然な形で発達支援をスタートできる仕組みづくりを目指しています。また、発達障害の受診者数が増加している療育福祉センターでは、初診の待機時間が長期化しているという現状を踏まえ、委員の皆さまより早期に診断が受けられるような医療の充実についてのご意見もいただきました。

高知ギルバーク発達神経精神医学センターの研究者を中心に、着実に医師の養成や育成を促進し、発達障害の診療体制の拡充強化を図っていきたくと考えています。

次に、発達障害のある子どもさんに対する支援に対してライフステージが変わっても医療、保健、福祉、教育、労働など各分野の支援者が切れ目なく一貫した支援をすることができるように、つながるノートによる取組を進めています。このつながるノートにつきましては、県の教育委員会が作成しました引き継ぎシートや障害福祉サービスを利用する場合のサービス等利用計画、あるいは障害児利用支援計画など類似のシートや計画等のさび分け、役割分担について整理してほしいといったご意見をいただいています。

また、関連して、保育所や幼稚園から小学校への引き継ぎについてもご意見をいただいています。この点につきましては、教育委員会と調整の上、役割分担の整理を行い研修会などを通じて周知を図っていくことといたします。

次のページです。経管栄養、痰の吸引処置、気管切開の処置、レスピレーター、人工呼吸器などの医療的なケアが必要な重度障害の子どもさん、あるいは自傷や他害などといった不適応行動と見られる強度行動障害のある子どもさんにつきましては、1人にしておくことが難しく、常に保護者が介護をしなければならないことから、保護者の介護負担が大きいといった課題がございます。

このような特別な支援を必要とする子どもさんへの支援として、保護者の負担を軽減する制度を県単独で設けますとともに、専門的な支援を行うことができる人材を育成するようしていきたいと考えています。説明は以上です。

(吉村会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました50ページから52ページの障害児対策等につきまして、ご意見等ございましたらよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの7.8という数字は小学校だけの話であり、小中の児童生徒という話であれば7.6だと思います。

質問ですが、51ページ、上に四角が5つ並んでいるうちの最後に、発達障害のある子どもやその保護者などへの支援の充実とあります。ここに書かれている内容でいうと、これは一極集中型。ここを充実すればいいのかと。療育福祉センターをというお話と、先ほどの児童虐待の地域分散化というお話があり、発達障害を持っているお子さんは全員療育福祉センターまで来なければいけないのかという議論は常にあります。幡多の方から療育福祉センターへ来なければいけないというのはやはりつらいですね。それから、早期の専門的な療育教室みたいなものも高知市周辺はありますが、地域にそういう療育教室があるのかというと、これまた非常に弱い状況ですね。

そういうところの整備の話がここに全然出てない。もう少し地域といいますか、圏域といった方がいいのかその辺はよく分かりませんが、ある程度通える範囲内の中で相談ができるところ。あるいはその教室としてその個別指導もできるところを構えていただかないと。この数字のお子さんたちに対する体制として一極集中型はいくら何でもないのではないかと思いますがいかがでしょう。

(障害保健福祉課)

すみません、その点については私の説明が不十分で申し訳なかったです。その施設の整備の部分につきましては、今、第4期の障害福祉計画を策定する段階です。その中で位置づけをしていきたいと思っています。委員のいわれるとおり、一極集中ということでは駄目だと思っています。障害福祉計画につきましては、現在、市町村へのヒアリングを行い、サービス見込み量、特に、5圏域の中でサービス量が不足しているのは、安芸圏域ですが、そういった部分はサービス見込み量の把握を行っているところです。昨日、26年度の第2回障害者施策推進協議会で大まかな方向性の計画の構成をお示したところですので、12月の後半に第3回の障害者施策推進協議会で市町村のサービス見込み量を踏まえて、どの圏域にどれくらいの事業所が必要なのか。それにつきましては、県の指定を受けて民間法人等が運営する児童発達支援センターというものを各圏域につくれるように。民間法人がそういった形で育っていくように障害福祉計画の中に位置づけて整理をしていきたいと思っています。

それと、療育教室につきましては、スタートは市町村の乳幼児健診が対応し、その後の発達障害と疑われる親御さんへの親カウンセリング教室、それと3点セットで早期療育を、中央東圏域、中央西圏域、福祉保健所がやっています。中央東、中央西、安芸圏域と、今年から安芸圏域も広がっております。今3圏域ですので、そういった早期療育親子教室などをもう少し着実に広げていきたいと思っています。

(井奥地域福祉部長)

すみません、委員さんがおっしゃられたように、少し表記が不十分でした。今、補佐がいましたように、県内でも高幡と安芸ブロックは、サービスの提供体制、相談支援体制が整っていない状況です。今、補佐から話がありましたが、安芸ブロックは何とかそういう解消に向けて、来年度予算に向けても一定考えて、把握しています。高幡ブロックはなかなか関係機関との調整が難しいと思いますが、委員さんがおっしゃられたような趣旨のところは、今いいましたように、障害者福祉計画の中ではきちんと盛り込むようにしています。ここについてもそういう方向性がでるような形で、次回にはさせてもらいたいと思っています。

(吉村会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

51ページの発達障害のある子どもやその保護者などへの支援の充実のところ、(仮称)子ども総合センターという名前がもう載ってしまっていますが、この名前が出てきだしてから、大人

への相談機能を残しながら子どもなのかと、親の会でも、年長者の保護者からすごく批判が挙がってきているところです。ここへ書かれてしまうと決まりなのかということで、また、議論が沸騰してしまうところですが、これは載せられるということでしょうか。もう決まりということでしょうか。

(障害保健福祉課)

これは、基本設計が出てきた段階で、5月の末に利用者や、近隣の住民を対象に子ども総合センターについての説明会をしたところです。その中でも同じような意見が出ましたので、まだそこは仮称ということで検討中ではないかと思えます。これで絶対決まりということではないかと、そういった意見は県としても5月の末の説明会で承っておりますので、そういうお答えをしたいと思えます。

(委員)

もしそうであれば、ここから名前を削除していただくということはできますでしょうか。

(井奥地域福祉部長)

今、県の予算関係の資料等では、オープンまでの間はこういう形であげさせていただいています。おっしゃるように向こう3年間の計画という中、公表される中での位置づけというときに、この名前かというお話と思えますので、今日は預からせていただき少し相談、検討させてもらいたいと思えます。

(吉村会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この障害児施策の充実等についての意見交換、終了させていただきます。

次の議題、仕事と家庭生活の両立支援について今度は雇用労働政策課の福井課長補佐さん、お願いします。

(雇用労働政策課)

それでは、53ページをお開けください。第4節「仕事と家庭生活の両立支援」ということです。仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しにつきましては、少子化が大きな社会問題になっております。その要因の1つとしまして、仕事と家庭の両立に対する不安でありますとか、負担感の問題が指摘をされているところです。次世代を担う子どもたちを健全に育むために社会全体で仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場の環境づくりを推進していきます。

現状と課題につきましては、本県の女性の就業率や、男性育休の取得の状況などさまざまございます。働き方、休み方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進ということがとても求められているという状況となっております。取組の方向性は、地域の実情に応じて仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、お手元の資料にありますように、6項目を挙げて取組を進めてまいります。

次の54ページに具体的な取組を書かせていただいております。今までの議論の中で委員の皆さまからさまざまな意見をいただいております。たとえば、出産を躊躇しない雇用関係など事業主へのPRをしてほしい。子育てと仕事の両立ができるよう事業主にも従業員の支援を提供してもらいたいというようなさまざまなご意見をいただいております。それを踏まえて広報活動や、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の事例の収集、提供、費用に対する研修や、コンサルタント、アドバイザーの派遣、そして、仕事と生活の調和の実現をしている企業、県の次世代の印象というものがございます。そういう企業の社会的評価を促進していく。それから、積極的に取り組む企業に対し支援を行っていきたいと考えております。以上でございます。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明についていかがでしょうか、ご意見等をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

まさにこれは大事なところです。働いている人は、このことを強く訴えても実現しないところが非常に出てくると思います。企業サイドが生産性や、効率性を求めていけば、当然、子育て世代は切られていくというのが現実にある。その背景には、おそらく日本は労働が善である。ある宗派のように、労働は悪であるから日曜日に礼拝をするというところと大きくかけ離れていると思います。そこがあるから非常に難しく労働が善であるから労働が推進されてしまう。それを生産性だとかいうところが来れば、その次にこれだけ少子化が進んでいけば、当然働く人がいなくなってしまうというあたりには、まだまだ着目はされていないと思います。それを世界へ求めたグローバル化なのかということになるかと思いますが、その辺をせつかく県がやるんですから、企業等にそういう意味合いでのシェアするような形で生産性を維持できるようなことを。やはり企業はもうけがありますから。もうからないから公共でやるんです。ここにもうけが出るような制度を。いわれていることはすごくいいんですけど、これに具体的な施策を絡めていただきたいというお願いでございます。

ぜひ、子育て世代が、また産みたいというところに至る部分になればという想いから、お願いをしたいと思います。

(雇用労働政策課)

企業の雇用の環境といいますか、少し前までは雇い入れる方が優位な立場にあったところから、最近では人手不足感があります。やはり人材を育成しなければいけないとか、人材の確保をしていくために、企業が次世代育成という分野にシフトした、従業員の雇用環境づくりというようなことが少し出てきているのではないかと思います。

県の施策ということでお話がありましたが、県には次世代育成の企業を認証している制度がございます。そこでなかなかインセンティブな問題ないですよというお話がありましたので、少しインセンティブを持たしたものができないだろうか、今、来年度予算で検討中です。それから、企業認証の体制をもう少し充実し、増やしていくような取組に力を入れられるのではないかと、予算で検討していますので、取組を進めていきたいと思っております。



(委員)

その辺企業さんをお願いしたいのが、今、幼稚園だと家庭と幼稚園と、地域が少し弱くなっていますが、共に育てているというところを。一番大きな保育所に至っても、認定こども園に至っても今後そこに働いている人たちのお子さんも来るというような形になっていきますので、やはり企業がもっと共に育てる。社会がなんてことうちは入ってないんだみたいなニュアンスにならないようなこと、今もお話をうかがって非常に心強かったです。さらに進めていただければありがたいと思っております。

以上です。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

54ページの(1)ワーク・ライフ・バランスの推進の最後の四角です。仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業への支援ということで、出産後の女性の再就職促進のための補助制度によりとあります。確かに出産して会社を辞める方もおり、再就職促進ということも大事ですが、続けるといいますか、育休、産休を取って同じ会社で勤められることが今後非常に大事になってくるかと思えます。この書き方ですが、出産した女性は1回会社を辞めるというか、そういうふうにとられかねないということがあるので、いわゆる出産とか育児を終えても会社で働き続けられる、もしくはいったん辞めても再雇用や、再就職ができるような補助という書き方がいいのではないかと思います。

(雇用労働政策課)

委員のおっしゃるとおりだと思います。これはいったん辞めた方についての支援制度です。たとえば、先ほどいいました次世代の認証企業は、辞めなくても続けて働けるという環境づくりですので、そういう項目といえますか、文章を追加させていただきたいと思えます。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この議題についての意見交換を終了させていただきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議題は終了させていただきたいと思えます。皆さま、貴重なご意見、ご提案、どうもありがとうございました。

今回は計画原案にご意見をいただきました。ご意見をいただきました事項について、一部預かりというものもございましたが、また最後は事務局で検討することになるかと思えます。それ以外のご意見のなかった事項や今回の事務局の説明で一定了承を得られた事項については今回の審議を持って最終案とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議はないです。

(吉村会長)

では、ご了承を得られたものとさせていただきます。どうもありがとうございます。それでは、事務局の方にお返しいたします。

(少子化対策課)

皆さま、本日は長時間ご議論いただきましてありがとうございました。本日の資料の一番下の方に、高知県子ども・子育て支援会議についての意見という、いつもの様式を入れておりますので、もしも一度お帰りいただいてご意見等ございましたら、11月の20日、木曜日までにFAXもしくはメールでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

様式の方についてはまたお配りさせていただきます。

次回の会議ですが、始めに申し上げましたけれども、1月の中旬に開催をしたいと考えております。また、委員の皆さまの日程調整などをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事録につきましても出来次第、皆さまにお送りをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最後に、部長の井奥より一言ご挨拶をさせていただきます。

(井奥地域福祉部長)

長時間の議論を誠にありがとうございました。今日いただきました貴重な意見につきましては、特に質の向上につながる人材の確保、地域の子育て支援対策、障害のある子どもへのサービスについては、最終案に向けてきっちりと今日いただいた意見を反映させていただきたいと考えております。

今、課長から話がありましたように、1月の中旬ぐらいをめぐりにしておりますが、そのころになると仮に解散になっておれば、政府予算原案は1月の10日くらいまでには決まっておると思います。子ども・子育て支援新制度を、27年度にどこまで質と量の拡充を高められるかということも分かってこようかと思っておりますので、また、新しい情報が入っておればこの会で報告をさせていただきますと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

(少子対策課)

では、以上で終了します。どうもありがとうございました。

(事務局)

資料につきまして、別表1、別表2と参考資料の量の見込みは回収をいたしますので、すみませんがよろしくお願いいたします。